

福 議 委 号  
平成28年7月27日

福島町議会議長 溝 部 幸 基 様

経済福祉常任委員会  
委員長 熊 野 茂 夫

所管事務調査報告書の提出について

本委員会は、福島町議会定例会6月会議（平成28年6月21日）において決定した、休会中の所管事務調査を終えたので、会議条例第147条の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

調査事件	3 福島町頑張る地元企業等応援条例に関する調査について
調査期間	平成28年7月19日（1日間）
出席委員	委員長 熊 野 茂 夫      副委員長 花 田      勇 委 員 杉 村 志 朗      委 員 平 沼 昌 平 委 員 平 野 隆 雄      委 員 溝 部 幸 基
欠席委員	なし
委員外議員	議 員 木 村      隆
出席説明員	町            長 鳴 海 清 春      副 町 長 高 木      壽 総 務 課 長 工 藤      泰      総 務 課 参 事 小 鹿      一 彦 企 画 課 長 前 田 勝 広      企 画 課 長 補 佐 村 田 洋 臣 産 業 課 長 阿 部 憲 一      産 業 課 参 事 (水産) 川 合 力 哉 産 業 課 参 事 (商工観光) 花 田 雅 昭      福 祉 課 長 石 岡 大 志
議会事務局職員	議会事務局長 谷 藤      悟 次      長 鍋 谷 浩 行 議 事 係 長 澤 田 元 気

## [委員会意見]

### 調査事件 3 福島町頑張る地元企業等応援条例に関する調査について

(平成 28 年 7 月 19 日調査)

本調査は、4月26日開催の総務教育常任委員会で調査した人財育成・企業応援等の制度設計に関する調査において、所管を経済福祉常任委員会に移すこととした企業等応援関係部分について、今般、条例の制定に向けて開催した各産業団体との懇談会の意見を取り入れ、町が新たに策定しようとする期限を設けない「常設型」条例案の概要がまとまったことから、その内容を確認し調査したものであり、その調査結果を次のとおり報告する。

#### 【論点とした調査項目】

##### 1. 条例(案)第3条、第4条について

###### (1) 第3条第1項第1号の投資額の下限額について

現行条例の使い勝手の悪さから「投資額を下げしてほしい」との強い要望を受けての下限額の設定であるので、公正・公平の視点から全産業統一の下限額の設定が望ましいと考える。したがって、投資下限額を一律20万円で設定されることを考慮願いたい。

###### (2) 条例第4条第1項第1号の助成額の上限額について

各団体との懇談会での意見を取り入れ、財源の確保を考慮した助成額上限の設定は理解するが、農林業については、新たな福島版営農モデルによる新規就農者が期待されること、第3次産業においては、店舗等改修への高額な投資の可能性、有害鳥獣駆除においても高額な銃の購入等が考えられるので、公正・公平の視点からも産業別の上限の設定は行わないことが望ましいと考える。したがって、助成上限額についても一律300万円で設定されることを考慮願いたい。

##### 2. 条例第3条(助成の対象)について

高額な車両や機械類の民間での取得実態はリース契約による取得がほとんどであるため、規則第3条「助成の対象基準」にリース取得の規定を加え、リース契約による取得も対象とする可能性について検討願いたい。

##### 3. 規則第3条第2項及び第1号の規定の文言の整理について

###### (1) 第3条第2項の文言について

第3条第2項中「ただし、車両は常時事業に使用することが客観的に認められ、かつ、車体に助成名称及び事業者の表示を条件として、次に掲げるものを対象とする。」のうち、「常時事業に使用」及び「客観的」の判断が曖昧となる恐れがあるため、現行の条例の事象を踏まえ、文言の整理が必要と考える。

【例】「車両は常時事業に使用することが客観的に認められ、」を  
「車両は専ら事業の用に供するものとし、」

(2) 第3条第2項第1号の文言について

(1)と同様に「常時事業に使用する車両」について、文言の整理が必要と考える。

【例】「常時事業に使用する車両」を「専ら事業の用に供する車両」

(3) 第3条第2項にある表示の方法について

町民への政策周知、不適切な疑念の払拭等、条例の主旨を徹底させるために、表示方法、表示場所については、統一的なひな形を作成し、様式として規則に規定すべきと考える。

#### 4. 規則第4条（雇用奨励助成金の対象基準額）について

現行条例の雇用奨励金の対象である雇用者の数によらず、基準年を設定した人件費総額の伸率による対象基準の設定については理解する。

#### 5. 予算枠の確保について

施設の投資分については、産業団体毎に予算枠の配分について協議・調整するとのことであるが、各団体の構成員の予算枠の把握・調整は難しいと思慮するので、各産業団体と協力し町が主体となり把握に努めるべきと考える。

#### 6. 総括意見

今回示された条例（案）等については、企業振興条例3年間の実績を検証し、各種産業団体との懇談を経て作成したとのことであるが、論点とした事項については再度検討を願いたい。条例施行後は、毎年度事業検証し必要に応じて修正を加えていくとのことであるが、その際の事業者の視点に立ったきめ細かな検討も期待する。

なお、事業の推進にあたっては、公正・公平を期し、各種産業団体に事業内容等の周知を徹底し、有効に活用され所期の目的を達成されることを期待する。また、実績検証を行った際には検証結果を議会に報告願いたい。